

71	港湾局	船内装飾委託に係る契約手続及び履行確認を行うべきもの	1 アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	総務部は、視察船内の装飾を行ったため、令和4年12月7日付けで委託契約を締結している。契約手続及び履行確認について見たところ、次のとおり適正でない点が認められた。 ①成果物として提出された記録写真に写された看板によれば、令和5年1月16日に船内装飾作業を行ったとしている。しかしながら、運航日誌を見ると、令和4年9月12日に船内装飾作業が実施された旨の記載がある。また、令和4年10月31日における内会議で「船内装飾作業を行った」と記載している。したがって、令和5年9月4日に港務課実施担当内会議を開催し、起工御誓と請願其有指導を行い、事後契約となるよう指示を行ったことを相当内に周知した。 ②また、総務部は、令和5年8月23日実施の監査結果説明会において、今後行うべきことの確認ができる。これらのことから、契約手續を経ずに船内装飾を実施し、事後に契約手續を行つて書面で認めたものと認められる。電子データの納品を求めており、CD-R又はDVD-Rの提出を認めている。しかしながら、紙質部は、写真を提出しているものの、CD-R又はDVD-Rの提出がないまま検査合格とし、契約代金を支払っている。船内装飾委託に係る契約手續及び履行確認を適正に行われた。
72	港湾局	視察船の修繕に係る契約手続を行るべきもの	1 アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	東京港建設事務所は、視察船の防舷材の修繕を行うため、修繕契約を締結している。本契約に係る履行確認書類を見たところ、これらは、契約手續を経て行うべきものである。 4年8月1日から同月8日に受注者から提出された作業完了明細により確認された。所が定められた契約手續を経ずたことは、事後の契約を行つたことであり、適正でない。視察船の修繕に係る契約手続を行るべきもの
73	港湾局	草刈委託契約に係る履行確認を行うべきもの	1 アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	草刈委託契約に係る履行確認を行うべきもの

73	港湾局	草刈委託契約に係る履行確認を行うべきもの	1 アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	草刈委託契約に係る履行確認を行うべきもの
74	港湾局	点検清掃委託に係る履行確認を行うべきもの	1 アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	東京港管理事務所は、港湾施設浄化槽等点検清掃及び般廃棄物汚泥収集について委託契約を締結している。所は、仕様書において、浄化槽の点検清掃の作業前、作業中、作業後の写真を提出することを定めている。点検清掃の実施したところ、看板に写された写真と異なるものである。受注者が令和3年2月19日付で提出した写真を確認したところ、看板の日付が令和3年2月19日となっており、誤りである。したがって、受注者は、点検清掃に係る履行確認を行つたことは適正でない。視察船の修繕に係る契約手續を行つたことは適正でない。受注者は、点検清掃委託契約に係る履行確認を行わせたい。

<p>港湾局</p> <p>清掃船の修繕契約に係る履行確認を適正に行べきもの</p> <p>1 アイウエ アイウ ◎○</p>	<p>清掃船につて機械維持を目的とした修繕請負契約を締結している。この契約の仕様書では、修繕報告書として電子機器品を求めており、成果報告書として納品された電子媒体(CD-R)を見たところ、履行期限後には提出されたS/E/C電子納品運用ガイドラインによると完了検査は、納品された電子媒体から出力した印刷物又は電子データによる電子納品を求めるべきである。このようないふな不備が認められるべきであるかわらず、所が検査合意とし、契約代金を支払っていることは適正でない。所は、清掃船の修繕契約に係る履行確認を適正に行われたい。</p>
<p>港湾局</p> <p>安全確保の観点から消火器の更新を速やかに行べきもの</p> <p>1 アイウエ アイウ ◎○</p>	<p>消防法では、事務所や倉庫に設置して維持する消火器については、総務省令で定める技術上の規格に適合しているものでなければならぬことについては、総務省令の改正により、新しい規格が定められ、平成24年1月以降は新規格により製造された消火器は、平成24年1月以降は既存の消火器は、特別により旧規格の消火器とみなされ、令和3年1月までに廃止された消火器が1本設置されることによって、離島港湾部が令和4年7月に要請した神津島の建築施設に係る安全確保の観点から消火器の更新を速やかに行べきもの</p>

<p>港湾局</p> <p>(港湾事業会計)伝票発行に係る財務担当者の選任について(港湾事業会計)伝票発行に係る財務担当者の選任について</p> <p>1 アイウエ アイウ ◎○</p>	<p>港湾事業会計からの支払は、東京都臨海地域開発事業財務規則に基づき、債務者から請求書を受領したときは、港湾局は公債理会会計システムにより、伝票番号を登録し、未払金を計上した上でその未払金を支出し、総務部財務課(兼振替伝票)を発行し、執行部処理担当者に周知及び指示を行った。 所は、7月に発行した会計伝票(伝票番号204・205)と同じ内容のもの(伝票番号204・260)を8月に重複して発行していった。 総務部は、伝票番号259・260により令和4年8月26日付で支払を執行したが、その後、総務部及びN所は、伝票番号259・260を会計システムから削除し、伝票番号204・205により令和4年8月26日付けで支払を執行した。 そこで、規則第3条では、「伝票を発行したときには、支払の原因となる債務が確定したときは、伝票の提出により振替伝票を発行しなければならない。」と定められている。規則第3条第1項では、「伝票発行者は、規則第3条第8条では、ようとするときは、年度、支払金額、債権者名、印鑑及び支払の目的に債権者の請求書を添付して、特別企業出納員に送付されなければならない。」と定められている。 したがって、伝票番号を発行し、これにて債権者の請求書を添付して、特別企業出納員に送付されなければならない。 これら伝票の不備を取扱い消さなかつたことは、規則第3条及び第3条第1項に反している。また、所が、伝票番号204・205を取り消さずにして伝票番号259・260を発行したこととは、伝票発行者が支払伝票(兼振替伝票)を発行するべきであった。所及び部は、規則に基づき適正な時點で会計伝票を発行し又是取り消されたい。</p>
---	---

78 東京消防庁	<p>金町消防署は、空調自動制御機器点検保守について委託契約を行っている。本契約の仕様書において、点検保守を行った後に記録写真(委託件名及び点検保委託契約の履行確認を通過するべきもの)を送り、点検状況を撮影したもの)を速やかに提出させることを定めている。</p> <p>そこで、令和4年7月28日及び29日実施の点検に附する記録写真を確認したことには適正でない。</p> <p>署は、改めて点検実施日の記録写真を提出させたものの、令和4年7月28日及び29日実施の点検に附する記録写真を確認したことには適正でない。</p> <p>署は、点検保守委託契約の履行確認を行なうべきもの</p>	<p>【2-エ】</p> <table border="1" data-bbox="1223 280 1261 774"> <tr><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>アイ ウ エ アイ ウ エ ◎</td><td>アイ ウ エ アイ ウ エ ◎</td></tr> </table>	1	2	アイ ウ エ アイ ウ エ ◎	アイ ウ エ アイ ウ エ ◎
1	2					
アイ ウ エ アイ ウ エ ◎	アイ ウ エ アイ ウ エ ◎					

80 交通局	<p>大島車両検修場は、大島車庫選難障及補修工事の契約を締結し実施している。この工事は、大島車庫にある選難段を補修するところに、当該選難障台(以下「乗り越え台」という。)を新設する工事である。仕様書について、仕様書は表と図を見ると、表では長さが500mmとなっているにもかかわらず、図では900mmとなっている。寸法が整合していない状況となってい</p> <p>場は、表と図の寸法が相違したまま契約変更を行わなかったことから、仕様書によれば、完了検査における本仕業は再検査されいるにもかかわらず、仕様書上、2種類の仕様で完了検査を合格とし、支払を行っていることは適正でない。</p> <p>場は、補修工事における仕様書を適成し仕様書に基づいた完了検査を行なうべきもの</p>	<p>【2-エ】</p> <table border="1" data-bbox="1223 1268 1261 2014"> <tr><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>アイ ウ エ アイ ウ エ ◎</td><td>アイ ウ エ アイ ウ エ ◎</td></tr> </table>	1	2	アイ ウ エ アイ ウ エ ◎	アイ ウ エ アイ ウ エ ◎
1	2					
アイ ウ エ アイ ウ エ ◎	アイ ウ エ アイ ウ エ ◎					

<p>都営地下鉄各駅では、窓口処理機にて引継ぎ等の取扱い、誤操作入乗車券による売上データや鉄道積荷金を含めた現金有り駆け込み等を管理しているところ、電車部は、東京都地下高速電車旅客乗車料金により、窓口引継ぎを作成することとし、窓口等で取り扱った旅客不足貨等の収受額等や現金有り駆け込み等を記録するため駆け込み端末で作成するものとのどしている。</p> <p>窓口の駕係員は、窓口の担当機を始めとときに自分のIDで窓口引継ぎを作成することで、窓口における取扱者が明らかになる仕組みとなっている。引継ぎ以外の事由によりログアウト・ログインを行なう多客などの事由により交代者のログインが実際よりも遅くなり、記録された時間が事業と異なるなど、誤つたことから、部は、自動作成された窓口引継ぎのPDFを印刷して、手書きで訂正の上、各駅において帳票を保管するよう、各駅務管区を指導している。そこで、大門駅において、訂正後の窓口を担当した駕係員が窓口引継ぎの処理ができるいかんせん引継ぎの処理は、窓口処理機の引継ぎを記録し、引継ぎの状況を明らかにするために必要な交換である引継ぎの処理である。駕係員は、各駅に対し指導する必要がある。駕係口における引継ぎ処理を漏れなく行なうよう指導されたい。</p>	<p>電車部は、令和5年5月24日の部内区長会において、窓口係員交代時の適正な引継ぎ処理について各駅務区長に對して指導をした。</p> <p>【1-エ】</p> <p>電車部は、今回の指摘及び措置内容を令和5年8月23日付通知文により部内の全職員へ周知した。</p>
82	交通局

<p>(スマートメータの設置について)スマートメータを指定給付する工事に適切に支拂べきも</p> <p>水道局南部支所が所に局の方針を通知する総務課に当たる、設置時期に開する説明が不十分だったことにより、所の担当者の一部において、給水装置の新設工事の際にスマートメータの支給は、本来、令和4年4月からあることと認められた。スマートメータ設置工事は、令和4年10月からあることと認めた。この点が誤められた。</p> <p>そこで、大門駅において、訂正後の窓口を担当した駕係員が窓口引継ぎの処理ができるいかんせん引継ぎの処理は、窓口処理機の引継ぎを記録し、引継ぎの状況を明らかにするために必要な交換である引継ぎの処理である。駕係員は、各駅に対し指導する必要がある。駕係口における引継ぎ処理を漏れなく行なうよう指導されたい。</p>	<p>この原因について確認したところ、窓口の駕係員が所に局の方針を通知する総務課に当たる、設置時期に開する説明が不十分だったことにより、所の担当者の一部において、給水装置の新設工事の際にスマートメータの支給は、本来、令和4年4月からあることと認められた。スマートメータ設置工事は、令和4年10月からあることと認めた。この点が誤められた。</p> <p>そこで、大門駅において、訂正後の窓口を担当した駕係員が窓口引継ぎの処理ができるいかんせん引継ぎの処理は、窓口処理機の引継ぎを記録し、引継ぎの状況を明らかにするために必要な交換である引継ぎの処理である。駕係員は、各駅に対し指導する必要がある。駕係口における引継ぎ処理を漏れなく行なうよう指導されたい。</p>
83	水道局

<p>多摩水道改革推進本部は、有効期限内に水装置工事請負単価契約を複数の工事請負業者以下「受注者」といっている。この契約では、受注者が施工後に工種から計算された工事代金を記載した工事施行確認願を、管轄の給水管理事務所又は給水事務所に提出し、提出を受けた各所が検査を実施したものとスマートメータの設置についている。そこで、あきる野給水事務所において、などとごく、機械式の大口径給水装置工事請負単価契約における検査を適切に行うべきもの</p>	<p>84 水道局</p> <p>(スマートメータの設置について)と組合している。この契約では、受注者が施工後に工種から計算された工事代金を記載した工事施行確認願を、管轄の給水管理事務所又は給水事務所に提出し、提出を受けた各所が検査を実施したものとスマートメータの設置についている。そこで、あきる野給水事務所において、などとごく、機械式の大口径給水装置工事請負単価契約における検査を適切に行うべきもの</p>
<p>「営業事務取扱手続」では、債務者は被産手続が終了し、担当者が不納欠損について該当する。この場合においては、サービス推進部が営業所に対し不納欠損を認めたうの通知をして、その工種を、所が確認すべきことによるのであり、適切でない。所は、給水装置工事請負単価契約の検査を適切に行われたい。</p>	<p>85 水道局</p> <p>「営業事務取扱手續」では、債務者は被産手続が終了し、担当者が不納欠損について該当する。この場合においては、サービス推進部が営業所に対し不納欠損を認めたうの通知をして、その工種を、所が確認すべきことによるのであり、適切でない。所は、給水装置工事請負単価契約の検査を適切に行われたい。</p>

<p>部は、令和5年2月9日付通知文により不納欠損の手続について通知して、不納欠損処理を行った。【2-1】</p> <p>局は、令和5年8月10日付で、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。【2-2】</p>	<p>部は、令和5年2月9日付通知文により不納欠損の手続について通知して、不納欠損処理を行った。【2-1】</p> <p>局は、令和5年8月10日付で、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。【2-2】</p>
<p>86 水道局</p> <p>第一基幹施設再構築事務所では、町屋幹線の整備工事のための実施設計を行い、令和3年2月12日に被産手続終了する旨が官報に公告された。この公示を見過す所に対する不納欠損の手続を執るよう通知している。部は、所が認めたうの通知をして、不納欠損の手続を執るよう通知していないことが認められた。部に対する不納欠損の手続を執るよう通知しないと所は不納欠損を決定できないだけではなく、被産手続の終了から不納欠損が決定され、被産手続までの段階で不納欠損が決定されることなどから、部が被産手続の終了から不納欠損が过大になることなどが認められ、所に対して不納欠損の手続を執るよう通知されたい。</p>	<p>87 下水道局</p> <p>第一基幹施設再構築事務所では、町屋幹線の整備工事にかかる施設計画(以下「施設計画」という。)を確定する必要があった。ところでは、町屋幹線の施設計画において、工事変更を4回実施設計に通じて、改めて通路ルートを確定する手続を作成すべきもの</p>

<p>下水道局</p> <p>契約金額の変更を伴わない積算誤りの取扱いに十分留意すべきもの</p> <p>契約金額の変更を伴わない積算誤りの取扱いに十分留意すべきもの</p> <p>契約金額の変更を伴わない積算誤りの取扱いに十分留意すべきもの</p>	<p>工事請負契約においては、発注者が設計図書等を提示し、入札参加者は該構築等により明確に定義された金額を入札し、した者と入札金額で契約する。契約金額の上限として原則として最も必要な金額を約手続に当たっては、最も高い金額を契約する。契約金額を構成する単価及び仮設費等は、船の内部規定である積算基準に基づき積算するものでない。設計図書等に明示されるものではない。</p> <p>したがって、仮に積算基準に照らして、単価及び仮設費等が誤ったもので、その結果、設計図書等の内容を原本によっては影響しない。発注者側の違算が直接の誤りと受けられるが、この工事請負契約により示した構築物の概要は、設計図書等に記載された事項が変更となる場合に、契約金額が積算されることとなる。単価や積算誤りの取扱いは、設計図書等の内容が変更となる場合に、契約金額の変更を伴わない積算誤りの取扱いに十分留意すべきもの</p> <p>契約金額の変更を伴わない積算誤りの取扱いに十分留意すべきもの</p>	<p>第二基幹施設再構築事業所は、令和5年4月27日及び同年8月3日に開催された内会議において、適正な積算手続のための留意点や設計図書の上確認手続として、設計図書等に記載した金額に基づいて予定価格を確定した。設計図書等に明示されるものではない。</p> <p>したがって、仮に積算基準に照らして、単価及び仮設費等が誤ったもので、その結果、設計図書等の内容を原本によっては影響しない。発注者側の違算が直接の誤りと受けられるが、この工事請負契約により示した構築物の概要は、設計図書等に記載された事項が変更となる場合に、契約金額が積算されることとなる。単価や積算誤りの取扱いは、設計図書等の内容が変更となる場合に、契約金額の変更を伴わない積算誤りの取扱いに十分留意すべきもの</p> <p>契約金額の変更を伴わない積算誤りの取扱いに十分留意すべきもの</p>
---	--	--

<p>下水道局</p> <p>雨水ポンプの取扱いに伴わぬ積算誤りの取扱いに十分留意すべきもの</p> <p>雨水ポンプの取扱いに伴わぬ積算誤りの取扱いに十分留意すべきもの</p> <p>雨水ポンプの取扱いに伴わぬ積算誤りの取扱いに十分留意すべきもの</p>	<p>① 球体の取扱いに伴わぬ積算誤りの取扱いに十分留意すべきもの</p> <p>② 球体の取扱いに伴わぬ積算誤りの取扱いに十分留意すべきもの</p> <p>③ 球体の取扱いに伴わぬ積算誤りの取扱いに十分留意すべきもの</p>	<p>雨水ポンプの取扱いに伴わぬ積算誤りの取扱いに十分留意すべきもの</p> <p>雨水ポンプの取扱いに伴わぬ積算誤りの取扱いに十分留意すべきもの</p> <p>雨水ポンプの取扱いに伴わぬ積算誤りの取扱いに十分留意すべきもの</p>
--	---	--

<p>94 下水道局</p> <p>(マイナース・リース契約に係る事務手続について) 施設管理部は、事業に必要な機器等の借入れを行いうため、リース契約を締結している。一方で、保守料の増額を要求されることが多いことから、保守料を含むリース契約において、リース料と保守料の額を分離及び保守料の明細を記載した賃料内訳書を作成し、提出させようとする仕様書に定めめるべきもの</p>	<p>施設管理部は、令和5年4月21日に開催した令和5年度第1回システム連絡調整会議において、各部システム所管担当者向けに指摘事項の周知及びリース契約の締結後の賃料内訳書微取扱いの必要性について周知した。また、システム連絡調整会議の資料について、月額リース料及び保守料の額を分析装置及び導線結合アダプタ質量分析装置のマイナース契約について、手帳書に沿つて仕様書に定めているがを確認したところ、仕様書に定めではなく、適切でない。</p> <p>細を記載した賃料内訳書を契約相手方に提出させるよう、仕様書に定められたよう定めるべきもの</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 アイウエアイウエ</td> <td style="width: 50%;">2 アイウエアイウエ ○</td> </tr> </table>	1 アイウエアイウエ	2 アイウエアイウエ ○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 アイウエアイウエ</td> <td style="width: 50%;">2 アイウエアイウエ ○</td> </tr> </table>	1 アイウエアイウエ	2 アイウエアイウエ ○
1 アイウエアイウエ	2 アイウエアイウエ ○				
1 アイウエアイウエ	2 アイウエアイウエ ○				

<p>95 教育庁</p> <p>(遊具安全点検委託について) 都立学校教育部は、各学校へ遊具等の安全点検委託の実施を依頼し、その実施状況について各学校の指導を行っている。八王子盲学校は、この依頼に基づき、遊具の安全点検を委託する契約を締結している。</p> <p>都立学校教育部は、各学校へ遊具等の安全点検委託の実施を依頼し、その実施状況について各学校の指導を行っている。八王子盲学校は、この依頼に基づき、遊具の安全点検を委託する契約を締結している。</p> <p>八王子盲学校は、月額リース料及び保守料の明細を記載した賃料内訳書を契約相手方に提出させるよう、仕様書に定められたよう定めるべきもの</p>	<p>施設管理部は、連絡調整会議での周知内容を踏まえ、今後新たに発注する手帳書を賃料内訳書を契約相手方に提出させようとする仕様書で定めたところとし、来年度の準備実施に向けた手帳の開始時期に間に合うよう、令和5年内に改善内容の周知を行なう。同部は、総務部が局内の職員用ボーダルサイトに掲載した連絡調整会議の資料を周知し、今後も通知文等による周知を継続することとした。</p> <p>【2-エ】</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 アイウエアイウエ</td> <td style="width: 50%;">2 アイウエアイウエ ○</td> </tr> </table>	1 アイウエアイウエ	2 アイウエアイウエ ○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 アイウエアイウエ</td> <td style="width: 50%;">2 アイウエアイウエ ○</td> </tr> </table>	1 アイウエアイウエ	2 アイウエアイウエ ○
1 アイウエアイウエ	2 アイウエアイウエ ○				
1 アイウエアイウエ	2 アイウエアイウエ ○				

<p>96 教育庁</p> <p>(遊具安全点検委託契約について) 都立学校教育部は、各学校へ遊具等の安全点検委託の実施を依頼し、その実施状況について各学校の指導を行っている。八王子盲学校は、この依頼に基づき、遊具の安全点検を委託する契約を締結している。</p> <p>都立学校教育部は、各学校へ遊具等の安全点検委託の実施を依頼し、その実施状況について各学校の指導を行っている。八王子盲学校は、この依頼に基づき、遊具の安全点検を委託する契約を締結している。</p> <p>八王子盲学校は、月額リース料及び保守料の明細を記載した賃料内訳書を契約相手方に提出させるよう、仕様書に定められたよう定めるべきもの</p>	<p>施設管理部は、連絡調整会議での周知内容を踏まえ、今後新たに発注する手帳書を賃料内訳書を契約相手方に提出させようとする仕様書で定めたところとし、来年度の準備実施に向けた手帳の開始時期に間に合うよう、令和5年内に改善内容の周知を行なう。同部は、総務部が局内の職員用ボーダルサイトに掲載した連絡調整会議の資料を周知し、今後も通知文等による周知を継続することとした。</p> <p>【2-エ】</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 アイウエアイウエ</td> <td style="width: 50%;">2 アイウエアイウエ ○</td> </tr> </table>	1 アイウエアイウエ	2 アイウエアイウエ ○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 アイウエアイウエ</td> <td style="width: 50%;">2 アイウエアイウエ ○</td> </tr> </table>	1 アイウエアイウエ	2 アイウエアイウエ ○
1 アイウエアイウエ	2 アイウエアイウエ ○				
1 アイウエアイウエ	2 アイウエアイウエ ○				

<p>98 教育庁</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">1 アイ ウ エ ア イ ウ エ ◎</th> <th style="text-align: center;">2 アイ ウ エ ア イ ウ エ ◎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="padding: 10px;"> <p>非常災害用備蓄品の配備を適切に行うべきもの</p> <p>都立学校教務部は、地震等の非常災難が発生した場合において、学校に在籍する生徒及び教職員に資するための配備を行っており、立川国際中等教育学校附属小学校（令和4年4月開校）への備蓄品の納入状況について見たところ、備蓄品の納入は令和4年8月30日であった。</p> <p>「学校危機管理マニュアル」では、学校は、児童・生徒のために食糧・飲料水、毛布等を備蓄すること、各学校においては、毎年災時に速やかに対応できる確認を行い、教職員に備蓄場所を周知徹底するが規定されている。また、学校危機管理マニュアルでは、各学校に備蓄品の納入と備蓄品の保管スベースについて調整の上、開校時までに1年生児童70名及び教員5名分の備蓄品の配備を行った。都立学校における非常災害用備蓄品の配備を適切に行わねたい。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	1 アイ ウ エ ア イ ウ エ ◎	2 アイ ウ エ ア イ ウ エ ◎	<p>非常災害用備蓄品の配備を適切に行うべきもの</p> <p>都立学校教務部は、地震等の非常災難が発生した場合において、学校に在籍する生徒及び教職員に資するための配備を行っており、立川国際中等教育学校附属小学校（令和4年4月開校）への備蓄品の納入状況について見たところ、備蓄品の納入は令和4年8月30日であった。</p> <p>「学校危機管理マニュアル」では、学校は、児童・生徒のために食糧・飲料水、毛布等を備蓄すること、各学校においては、毎年災時に速やかに対応できる確認を行い、教職員に備蓄場所を周知徹底するが規定されている。また、学校危機管理マニュアルでは、各学校に備蓄品の納入と備蓄品の保管スベースについて調整の上、開校時までに1年生児童70名及び教員5名分の備蓄品の配備を行った。都立学校における非常災害用備蓄品の配備を適切に行わねたい。</p>		<p>99 教育庁</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">1 アイ ウ エ ア イ ウ エ ◎</th> <th style="text-align: center;">2 アイ ウ エ ア イ ウ エ ◎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="padding: 10px;"> <p>各学校では、主に外国语や情報の授業を行うためCALL教室を設置している。都立学校教育部では、CALL教室用の授業用ソフトについて、各学校で調達する場合と、各学校で支援センターと連携する場合との場合を認めている。このため、各学校での調達と東部学校支援センターとの調達は、各学校で同じく調達しているにもかかわらず、各学校との間で全端末をカバーアークで全端末ごとのリース契約となつていてが、センター契約での調達の方が経済的であることが認められた。このことについて、部は、センター契約での調達とは単純に比較できないとしている。この場合、総額のリース契約で、各学校での調達とは専門性がないからである。しかししながら、同様の授業用ソフトを導入しているにもかかわらず、調達方法により経済的な差異が出ていることは適切でない。過去の定期監査においても、学校ごとに実施している契約をセンターに譲り受けたまま、各学校、セントラル及び部は、授業用ソフトを経済的に導入すべきもの</p> </td> </tr> </tbody> </table>	1 アイ ウ エ ア イ ウ エ ◎	2 アイ ウ エ ア イ ウ エ ◎	<p>各学校では、主に外国语や情報の授業を行うためCALL教室を設置している。都立学校教育部では、CALL教室用の授業用ソフトについて、各学校で調達する場合と、各学校で支援センターと連携する場合との場合を認めている。このため、各学校での調達と東部学校支援センターとの調達は、各学校で同じく調達しているにもかかわらず、各学校との間で全端末をカバーアークで全端末ごとのリース契約となつていてが、センター契約での調達の方が経済的であることが認められた。このことについて、部は、センター契約での調達とは単純に比較できないとしている。この場合、総額のリース契約で、各学校での調達とは専門性がないからである。しかししながら、同様の授業用ソフトを導入しているにもかかわらず、調達方法により経済的な差異が出ていることは適切でない。過去の定期監査においても、学校ごとに実施している契約をセンターに譲り受けたまま、各学校、セントラル及び部は、授業用ソフトを経済的に導入すべきもの</p>	
1 アイ ウ エ ア イ ウ エ ◎	2 アイ ウ エ ア イ ウ エ ◎								
<p>非常災害用備蓄品の配備を適切に行うべきもの</p> <p>都立学校教務部は、地震等の非常災難が発生した場合において、学校に在籍する生徒及び教職員に資するための配備を行っており、立川国際中等教育学校附属小学校（令和4年4月開校）への備蓄品の納入状況について見たところ、備蓄品の納入は令和4年8月30日であった。</p> <p>「学校危機管理マニュアル」では、学校は、児童・生徒のために食糧・飲料水、毛布等を備蓄すること、各学校においては、毎年災時に速やかに対応できる確認を行い、教職員に備蓄場所を周知徹底するが規定されている。また、学校危機管理マニュアルでは、各学校に備蓄品の納入と備蓄品の保管スベースについて調整の上、開校時までに1年生児童70名及び教員5名分の備蓄品の配備を行った。都立学校における非常災害用備蓄品の配備を適切に行わねたい。</p>									
1 アイ ウ エ ア イ ウ エ ◎	2 アイ ウ エ ア イ ウ エ ◎								
<p>各学校では、主に外国语や情報の授業を行うためCALL教室を設置している。都立学校教育部では、CALL教室用の授業用ソフトについて、各学校で調達する場合と、各学校で支援センターと連携する場合との場合を認めている。このため、各学校での調達と東部学校支援センターとの調達は、各学校で同じく調達しているにもかかわらず、各学校との間で全端末をカバーアークで全端末ごとのリース契約となつていてが、センター契約での調達の方が経済的であることが認められた。このことについて、部は、センター契約での調達とは単純に比較できないとしている。この場合、総額のリース契約で、各学校での調達とは専門性がないからである。しかししながら、同様の授業用ソフトを導入しているにもかかわらず、調達方法により経済的な差異が出ていることは適切でない。過去の定期監査においても、学校ごとに実施している契約をセンターに譲り受けたまま、各学校、セントラル及び部は、授業用ソフトを経済的に導入すべきもの</p>									

<p>100 教育庁</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">1 アイ ウ エ ア イ ウ エ ◎</th> <th style="text-align: center;">2 アイ ウ エ ア イ ウ エ ◎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="padding: 10px;"> <p>中央図書館は、食堂等の設置・運営事業者に対し、使用部分に係る教育財産の目的外使用許可を行っている。館は、「都立中央図書館食堂・カフェ・自動販売機設置業者募集要項」を定め、事業者が公募により選定していられる。この選定手続について見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。</p> <p>要項によると、応募資格要件として、資産状態が良好であることを挙げ、そのことを確認するために、直近2か年の財務諸表を提出しなければならない。しかししながら、端は、直近1か年の財務諸表のみの提出をもつて、この応募資格要件を満たすものとしている。</p> <p>要項によると、応募資格要件として、税金を完納していることを直近1か年の法人税及び法人事業税にて、そのことを確認するために提出しなければならない。しかししながら、提出をもつて、応募資格要件を満たすものとしている。</p> <p>応募申込書及び使用許可手續上の事業者名は個人名となっていて、該事業者は、当該個人が代表取締役を務める法人名での書類を用い、審査を行っている。事業者の公募に係る審査を行われたい。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	1 アイ ウ エ ア イ ウ エ ◎	2 アイ ウ エ ア イ ウ エ ◎	<p>中央図書館は、食堂等の設置・運営事業者に対し、使用部分に係る教育財産の目的外使用許可を行っている。館は、「都立中央図書館食堂・カフェ・自動販売機設置業者募集要項」を定め、事業者が公募により選定していられる。この選定手続について見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。</p> <p>要項によると、応募資格要件として、資産状態が良好であることを挙げ、そのことを確認するために、直近2か年の財務諸表を提出しなければならない。しかししながら、端は、直近1か年の財務諸表のみの提出をもつて、この応募資格要件を満たすものとしている。</p> <p>要項によると、応募資格要件として、税金を完納していることを直近1か年の法人税及び法人事業税にて、そのことを確認するために提出しなければならない。しかししながら、提出をもつて、応募資格要件を満たすものとしている。</p> <p>応募申込書及び使用許可手續上の事業者名は個人名となっていて、該事業者は、当該個人が代表取締役を務める法人名での書類を用い、審査を行っている。事業者の公募に係る審査を行われたい。</p>		<p>中央図書館は、書類選考における確証目について、漏れのないよう令和5年9月4日にチェックリストを作成した。令和5年10月以降の新規使用許可に係る公募の書類選考について提出書類の複数チェックや応募資格要件を行なう旨に審査を行なう旨を同年9月5日付決定した。</p> <p>【2-12】</p>
1 アイ ウ エ ア イ ウ エ ◎	2 アイ ウ エ ア イ ウ エ ◎				
<p>中央図書館は、食堂等の設置・運営事業者に対し、使用部分に係る教育財産の目的外使用許可を行っている。館は、「都立中央図書館食堂・カフェ・自動販売機設置業者募集要項」を定め、事業者が公募により選定していられる。この選定手続について見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。</p> <p>要項によると、応募資格要件として、資産状態が良好であることを挙げ、そのことを確認するために、直近2か年の財務諸表を提出しなければならない。しかししながら、端は、直近1か年の財務諸表のみの提出をもつて、この応募資格要件を満たすものとしている。</p> <p>要項によると、応募資格要件として、税金を完納していることを直近1か年の法人税及び法人事業税にて、そのことを確認するために提出しなければならない。しかししながら、提出をもつて、応募資格要件を満たすものとしている。</p> <p>応募申込書及び使用許可手續上の事業者名は個人名となっていて、該事業者は、当該個人が代表取締役を務める法人名での書類を用い、審査を行っている。事業者の公募に係る審査を行われたい。</p>					

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
		指置区分		
101		生活文化スポーツ局	<p>文化振興部は、6つの都立ミュージアムが収蔵する資料・作品を横断的に検索できるホームページを作成し、「Tokyo Museum Collection(通称「ToMuCo」)」という名称でウェブ上に公開している。ページには、6つの都立ミュージアムのホームページに貼られたリンクからもアクセスが可能となっている。</p> <p>6つの都立ミュージアムのホームページについて見たところ、監査日(令和5年1月30日)現在、6つの都立ミュージアムのホームページにおけるToMuCoにおけるリンク情報を掲載提供について</p> <p>6つの都立ミュージアムのホームページにおいては、各館の収蔵品について見えたところ、監査日(令和5年1月30日)現在、東京都写真美術館・東京都現代美術館においては、各館へのリンクがあるが、東京都江戸東京博物館・江戸庭園美術館・江戸東京たてもの園では、トップページの一一番下にToMuCoのバナーがある。收藏品検索ページにはリンクがなく、ToMuCoへのリンクの貼り方が館によって異なっていた。</p> <p>ToMuCoについてのバナーを見たところ、「Tokyo Museum Collection」の名前が記されているのみで、どのような内容のサイトであるかの文言はなく、ロゴのデザインがToMuCoのホームページにおけるデザインと異なっていた。</p> <p>6つの都立ミュージアムのホームページにおけるToMuCoへのリンクの貼り方やデーターデザインを統一するなどして、ホームページを見やすくするなども、ToMuCoのホームページを見やすくなるよう検討していくことが望まれる。</p>	<p>文化振興部は、ToMuCoへのリンクが無かった場合のホームページについて、監査日(令和5年1月30日)以降、速やかにリンクを記載するとともに、各館本ホームページのToMuCoのバナーでリンクが一部統一されていなかったため、令和5年8月に更新作業を完了した。【1-エ】</p> <p>局は、令和5年3月31日付通知文により、監査指摘事項等を周知徹底することともに、ホームページの情報が正確であるよう留意し、利用者への利便性に配慮することで、再発防止の取組の徹底を行った。【2-エ】</p>
		1	2	
	アイ ◎	ウ ○	エ ○	ア ○

〔令和4年度公営企業各会計決算審査〕

	1	2			
ア イ ウ エ ア イ ウ エ ◎ ○	アイウェイ	アイウェイ			
交通局	104	基づき、貸倒実績をもとに貸倒実績額を算定し、貸倒引当金を計上している。一般債権についても、過年度の不納欠損実績をもとに貸倒実績額を算定することとし、貸倒実績額を当該事業年度の期首時点の一般債権と貸倒懸念債権等との合計額で除した額とする。	局は、「引当金についての指針」に基づき、債権の区分ごとに回収不能見込額（貸倒見積額）を算定し、貸倒引当金を計上している。一般債権についても、過年度の不納欠損実績をもとに貸倒実績額を算定することとし、貸倒実績額を当該事業年度の期首時点の一般債権と貸倒懸念債権等との合計額で除した額とする。	局は、令和5年8月24日に総務部財務課の担当内会議を開催し、指針に定める貸倒引当金の算定方法について再確認した。 また、貸倒引当金を算定する際に使正在している計算シートに、「年度末未収金残高のうち懸念債権・当年度計上分収金未納欠損額の欄は、各年度に発生した全ての実績を計上すること」と注記を付した。この計算シートを令和5年度の決算から使用することにより、不納欠損実績等の算入誤りを防止し、記載の決算から使用することにより、不納欠損引当額を適正に算定する。	局は、令和5年8月24日に総務部財務課の担当内会議を開催し、指針に定める貸倒引当金の算定方法について再確認した。 また、貸倒引当金を算定する際に使正在している計算シートに、「年度末未収金残高のうち懸念債権・当年度計上分収金未納欠損額の欄は、各年度に発生した全ての実績を計上すること」と注記を付した。この計算シートを令和5年度の決算から使用することにより、不納欠損実績等の算入誤りを防止し、記載の決算から使用することにより、不納欠損引当額を適正に算定する。
一般債権に係る貸倒引当額を適正に算定すべく、	一般債権の貸倒引当額の算定について、は、債権額と、過去3事業年度への貸倒実績率の平均と貸倒懸念債権等への過去3事業年度の移行率の平均の乗じた額とするとしている。局の一般債権に対する貸倒見積額の算定方法を見たところ、令和4年度内に既存更生債権の更生計画を認可する決定が行われ、貸倒実績率の過去3事業年度の平均の算定に含められておらず、また、貸倒懸念債権等への過去3事業年度の移行率の平均と貸倒引当額を0円と指針に基づいて算定した一般債権に対する貸倒引当額が、貸借対照表の流动資産の区分に控除項目として計上されないことは適正でない。当額を局は、一般債権に係る貸倒引当額を適正に算定されたい。	局は、令和5年8月24日に総務部財務課の担当内会議を開催し、指針に定める貸倒引当金の算定方法について再確認した。 また、貸倒引当金を算定する際に使正在している計算シートに、「年度末未収金残高のうち懸念債権・当年度計上分収金未納欠損額の欄は、各年度に発生した全ての実績を計上すること」と注記を付した。この計算シートを令和5年度の決算から使用することにより、不納欠損実績等の算入誤りを防止し、記載の決算から使用することにより、不納欠損引当額を適正に算定する。	局は、令和5年8月24日に総務部財務課の担当内会議を開催し、指針に定める貸倒引当金の算定方法について再確認した。 また、貸倒引当金を算定する際に使正在している計算シートに、「年度末未収金残高のうち懸念債権・当年度計上分収金未納欠損額の欄は、各年度に発生した全ての実績を計上すること」と注記を付した。この計算シートを令和5年度の決算から使用することにより、不納欠損実績等の算入誤りを防止し、記載の決算から使用することにより、不納欠損引当額を適正に算定する。		

〔令和4年度各会計歳入歳出決算審査〕

			(款) 國庫支出金(現) 國庫負担金 (目) 福祉保険費國庫負担金において、調定額及びS収入未済額が各778万404円過大に計上されている。
109	福祉局	調定額及び収入未済額 が過大計上 となるもの	(障害者施策推進部) 手続遲延により、要則的な対応（概算払いから調定払への切り替え）が発生したことがあるため、手続遅延や作業漏れが発生するよう、負担金業務による事務処理手順フローを令和5年8月16日に作成し、周知、引き継ぎを徹底した。 また、複数人で事務の進捗を管理できるよう、手順フローに進捗を記入する欄を設け、共有フォルダに配置することで、チェック機能を強化した。 【2-ウ】 令和5年7月31日開催の部課長会において収入未済の管理の徹底等について周知した。また、令和5年8月4日には、会計事務の適正化について部内メールによる注意喚起を行った。 【2-エ】 収入未済による各種の管理台帳と財務会計システムの整合状況について、月1回の定期確認を実施することとし、初回は令和5年8月23日に部内への依頼を行った。【2-ウ】 (子供・子育て支援部) 本件に係る今後の収入時に収入科目の誤りや振替収支の手續を生じないよう、事務担当者における引継ぎとして記録を残すこととしたし、令和5年9月1日に引継資料を作成した。 【2-イ】
110	福祉局	調定額及び収入未済額 が過大計上 となるもの	(款) 諸収入(現) 雑入(目) 雑入において、調定額及び収入未済額が各5万円過大に計上されている。
111	福祉局	調定額及び収入未済額 が過小計上 となるもの	(款) 諸収入(現) 雑入(目) 契約 額において、調定額及びS収入未済額が各32万9,327円過小に計上されている。 【1-ウ】 過大に計上されていた調定額778万404円について、令和5年7月7日及び同年8月10日に、財務会計システムにより更正処理を行った。 【1-エ】 (障害者施策推進部) 手続遅延により、要則的な対応（概算払いから調定払への切り替え）が発生したことがあるため、手続遅延や作業漏れが発生するよう、負担金業務による事務処理手順フローを令和5年8月16日に作成し、周知、引き継ぎを徹底した。 また、複数人で事務の進捗を管理できるよう、手順フローに進捗を記入する欄を設け、共有フォルダに配置することで、チェック機能を強化した。 【2-ウ】 令和5年7月31日開催の部課長会において収入未済の管理の徹底等について周知した。また、令和5年8月4日には、会計事務の適正化について部内メールによる注意喚起を行った。 【2-エ】 収入未済による各種の管理台帳と財務会計システムの整合状況について、月1回の定期確認を実施することとし、初回は令和5年8月23日に部内への依頼を行った。【2-ウ】 (子供・子育て支援部) 本件に係る今後の収入時に収入科目の誤りや振替収支の手續を生じないよう、事務担当者における引継ぎとして記録を残すこととしたし、令和5年9月1日に引継資料を作成した。 【2-イ】

			(款) 諸収入(現) 零入(目) 契約 額において、調定額及びS収入未済額が各32万9,327円過小に計上されている。 【1-ウ】 過大に計上されていた調定額32万9,327円について、令和5年6月13日に、財務会計システムにより再調定処理を行った。 【1-エ】 (障害者施策推進部) 規定期限の内容を十分に理解せず、決算を誤すに調定取消の操作を行った。【1-ウ】 これが原因であることがから、企画部は、令和5年8月2日開催の令和5年度福祉局・保健医療局債権管理実務研修において、適正な債権管理のため、財務会計システムの手続（収入調定期取消等）にあたっては、規定等を十分に確認し、組織としての意思決定の上に行うことを周知した。【2-エ】
112	福祉局	調定額及び 収入未済額 が過大計上 となるもの	(款) 諸収入(現) 収入未済額 が過大計上 となるもの
			(款) 諸収入(現) 収入未済額 が過大計上 となるもの

都 市 公 報

113	福祉局	建物が過大登載となっているもの	建物9.38・3.7m ² (立川医童相談所)が過大に登載されている。	過大に登載されていた建物について、令和5年7月12日に、財務情報システムから削除した。【1-ウ】
114	福祉局	建物が登載漏れとなつているもの	建物3,620・0.6m ² (足立児童相談所)が登載漏れとなつていて、令和5年6月26日に、財務情報システムから削除した。【1-ウ】	登載漏れとなつていていた建物について、令和5年6月26日に、財務情報システムから削除した。【1-ウ】
115	福祉局	物品が登載漏れとなつているもの	物品2点(手術用歯科カート2点)が登載漏れとなつていて、令和5年6月3日に、財務情報システムに登録した。【1-ウ】	登載漏れとなつていていた建物について、令和5年6月3日に、財務情報システムに登録した。【1-ウ】
116	産業労働局	一般会計(款)諸収入(預)維持費定額及び収入未済額が各1,16万2,555円過大に計上されている。	一般会計(款)諸収入(預)維持費定額及び収入未済額が各1,16万2,555円過大に計上されている。	登載漏れとなつていていた建物について、令和5年6月3日に、財務情報システムに登録した。【1-ウ】

117	産業労働局	収入済額及び還付未済額が過大計上となっているもの	一般会計(款)諸収入(預)維持費定額及び還付未済額が各90万円過大に計上されている。	過大に計上されていた収入済額及び還付未済額各90万円について、令和5年8月2日より更正処理を行った。【1-ウ】
118	産業労働局	出資による権利が過大登載となっているもの	出資による権利4,84万7,444円(サテライトオフィス設置等補助事業)が過大に登載されている。	過大に登載されていた出資による権利について、令和5年7月18日より、財務情報システムから削除した。【1-ウ】
119	産業労働局	出資による権利が登載漏れとなっているもの	出資による権利6,074万5,015円(公財)東京しごと財团出そん金(デラーワク活用・働く女性支援事業)ほか1件)が登載漏れとなっている。	過大に登載されていた出資による権利について、令和5年9月6日付通知文により、当該指標事例や理記事務等の留意点について局内へ周知した。【1-ウ】
120	建設局	調定額が過小計上となっているもの	(款)使用料及手数料(項)使用料(目)土木使用料において、調定額が3万300円過小に計上されている。	過大に計上されていた出資による権利について、令和5年9月6日付通知文により、当該指標事例や理記事務等の留意点について局内へ周知した。【1-ウ】
121	建設局	還付未済額が過小計上となっているもの	(款)使用料及手数料(項)使用料(目)土木使用料において、還付未済額が28万2,260円過小に計上されている。	過大に計上されていた出資による権利について、令和5年9月19日より更正処理を行った。【1-ウ】

122	建設局	1 アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	2 アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	収入未溶額 が過小計上 るもの	(款) 使用料及手数料（項）使用料 （目）土木使用料において、収入未溶 額が3,1万2,560円過小に計上さ れている。	公園緑地部は、過小に計上され た収入未溶額3,1万2,560円につ いて、令和5年9月19日に財務会 計システムにより更正処理を行った。 【1-ウ】誤りの原因となつた財務会 計システムにおける過誤都登録につ いて、本來行うべきでもつた正しい事務 処理を令和5年9月1日付通知文で事 務担当者へ周知した。【2-エ】	建物410,66m ² （キリン舎3号 ほか4件）が過大に登載されている。
123	建設局	1 アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	2 アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	土地が過大 登載となつ ているもの	第六建設事務所は、過大に登載され ていた土地について、令和5年7月1 3日に、財産情報システムから削除 した。【1-ウ】所は、土地・建物の面積及び筆状況 について、公有財産台帳（財産情報シ ステム）に記載されているか、 公有財産台帳（財産情報システム）を 補正しているかどうか、担当者と課長 代理による複数チェックを実施するこ ととした。令和5年8月22日開催の課 長会にて、指摘事項を周知し、再発防 止の取組について注意喚起した。 【2-ウ、2-エ】	建物が過大 登載となつ ているもの	
124	建設局	1 アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	2 アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	土地21,64m ² （補助第73号線 （十条仲原）事業用地（残地））が登 載漏れとなつてある。	第六建設事務所は、登載漏れとなつ ていた土地について、令和5年8月8 日に、財産情報システムに登録した。 【1-ウ】所は、公有財産台帳（財産情報シ ステム）に入力されている土地の面積相 び登載状況について、契約書の内容と相 違なく正確に入力されているか、年間に 1回課長代理と担当者による複数 チェックを実施することとした。所は、令和5年8月 2日開催の課長会にて、指摘事項を周知し、再発防 止の取組について注意喚起した。 【2-ウ、2-エ】	建物410,66m ² （キリン舎3号 ほか4件）が過大に登載されている。	
125	建設局	1 アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	2 アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	物品が過大 登載となつ ているもの	第六建設事務所は、過大に登載され ていた土地について、令和5年7月7 日に、財産情報システムから削除 した。【1-ウ】所は、令和5年8月1日開催の課長 会にて、指摘事項について周知すると ともに、財産登録システムの台帳に 該当する箇所についても担当者及び課長代理によ る複数チェックを行うよう注意喚起し た。また、建設物等の行政財産を撤去 する際には工事課・管理課内で事前に 情報共有を徹底することとし、令和5年 8月1日付通知文により具体的な 再発防止策として周知徹底を図った。 【2-ウ、2-エ】	建物410,66m ² （キリン舎3号 ほか4件）が過大に登載されている。	
126	建設局	1 アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	2 アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	物品が過大 登載となつ ているもの	公園緑地部は、過大に登載されてい た物品3点について、令和5年7月7 日及び同年2月4日に、物品管理シ ステムから削除した。【1-イ】部は、指定管理者から使用不適品報 告書が提出された工務担当へ連絡し、 物品を所管するよう令和5年9月1日付通 知文で事務担当者へ周知した。 【2-エ】	建物410,66m ² （キリン舎3号 ほか4件）が過大に登載されている。	
127	港湾局	1 アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	2 アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	調定額及び 収入未溶額 が過大計上 となるもの	(款) 分租金及負担金（項）負担金 (目) 港湾費担当金において、調定額 及び収入未溶額が各1,27万 8,046円過大に計上されている。	臨海開発部は、過大に計上され た調定額1,27万8,046円につ いて、令和5年7月24日に、財務会 計システムにより更正処理を行った。 【1-ウ】部は、令和5年8月17日付通知文 により、今後は、歳入調定事務におい て収入科目に當たり複数チェックを徹底 することを担当内に周知した。 【2-エ】	建物410,66m ² （キリン舎3号 ほか4件）が過大に登載されている。

128	港湾局	<p>(収入) 使用料及手数料(現) 使用料 (目) 港湾使用料において、収入額が 過大計上によって、収入未済額が 5万2千92円過大に計上されている。 計上になつていており、収入未 済額が過小のもの</p>	<p>経理担当において、出納整理期間中 に過年度漏定分の収入未済に係る納付 金額が正誤件がなかった場合、当該収入金額が正 しい年度漏定となつていているか確認す る。以上の取扱を、令和5年9月1・2日 に開催した東京港管理事務所・課長 会で周知した。【2-ウ】</p>
129	東京消防庁	<p>建物8.1~5.0m²(志村消防団 第10分団本部施設)が登載漏れと なっている。</p>	<p>登載漏れとなつていていた建物につい て、令和5年6月1日に、財産情報シ ステムに登載した。【1-ウ】</p> <p>令和5年6月1日、施設課管財係内会 議において、登載漏れが発生したこ とを周知し、再発防止についての検討 を行つた。【2-エ】</p> <p>この検討結果を踏まえ、令和5年6 月27日付通知文により、財産登録案 件の把握や登録状況の管理を行うとど もに、財産情報システムの出力帳票を 活用して複数チェックを行うこととし た。【2-ウ】</p> <p>これらの財産の登録漏れに 係る再発防止策について、令和5年8 月24日付通知文により、課内に周知 した。【2-エ】</p>
130	東京消防庁	<p>建物が登載 漏れとなつて いるもの</p>	<p>登載漏れとなつていていた物品1点(工業用テレビジョン装 置)が登載されている。</p>
131	東京消防庁	<p>物品が登載 漏れとなつて いるもの</p>	<p>登載漏れとなつていていた物品2点(工業用テレビジョン装 置)が登載漏れとなつていていた。</p> <p>登載漏れとなつていていた物品2点につ いて、令和5年6月15日及び同月 30日に、物品管理システムに登録し た。【1-ウ】</p> <p>昭島消防署及び新宿消防署は、令和 5年6月15日付通知文及び同月30 日付通知文により、それぞれ、過大登 載の原因究明、登録機器書類の処理フ ロー、や登録後の確認要領の整理など の再発防止策を担当係内に周知した。 【2-ウ】</p> <p>総務部経理契約課は、過年度の登載 漏れ及び過大登載を防ぐ措置用の処 理表を作成し、府内で共有することに より、物品登録漏れの再発防止を図っ た。【2-ウ】</p>
132	教育庁	<p>物品1点(工業用テレビジョン装 置)が過大に登載されている。</p>	<p>(収入) 諸収入(現) 雑入(目) 納付 金において、収入未済額が過大に計上されていて いる。各536円過大に計上されている。</p>
133	教育庁	<p>過大登載となつていていた物品1点につ いて、令和5年6月30日に、物品管 理システムから削除した。【1-ウ】</p> <p>新宿消防署は、令和5年6月30日 付通知文により、過大登載の原因究 明、登録根拠書類の登録フロー(登録 後、確認要領の整理などの再発防止策 を担当係内に周知した。【2-ウ】</p> <p>総務部経理契約課は、担当者用の処 理表を作成し、府内の職員用ポータル サイトに掲示し、府内で共有することに より、物品登録漏れ及び過大登載の 再発防止を図った。【2-ウ】</p>	<p>総務部は、過大に計上されていた調 定額及び収入未済額536円につい て、システムにより更正処理を行つた。 【1-ウ】</p> <p>総務部は、会計年度用職員の支出 処理を行つ際、一連の事務作業の中で 処理する組織名が異なるため、調定処 理後に提出される調定登録確認書にお いて、処理を行つた組織名による複数 の確認書を徹底する。 また、事務処理の確認ができるよ う、支出命令書等の取り消しを行つた こととした。</p> <p>令和4年度以前にも対応不備があつ たことを勘案し、今後は府の経理部門 においても財務会計システム上から出 行うことで再発防止を徹底する。</p> <p>以上のこととを、令和5年7月19日 及び同月20日に、総務部担当者内で 折合せを行い、周知徹底した。 【2-ウ】</p>
134	教育庁	<p>調定額及び 収入未済額が 過大計上と なっている もの</p>	<p>(収入) 諸収入(現) 雑入(目) 雑入 において、収入未済額が過大に計上され ている。213万3,000円過大に計上され ている。</p>
135	教育庁	<p>調定額及び 収入未済額が 過大計上と なっている もの</p>	<p>都立学校教育部は、他局との合築建 物に係る処理を行つた結果がなかつたこ とに係りの原因であつた場合には、前例が ない案件が発生した場合には、その都 度会計管理司に手続を確認し、誤りが なつよう留意することを、令和5年8 月2・2日通知により担当者間で改め て周知し、注意喚起を行つた。 【2-エ】</p>

					(款) 教育費 (項) 施設整備費 (節) 委託料に 支出額が 過大計上と なっている もの	都立学校教育部は、他局との合算建 物に係る契約解除の会計事務等につい て事務処理を行った経験がなかったた めが誤りの原因であったため、前例が ない案件が発生した場合には、その都 度会計管理局に手続を確認し、誤りが ないように留意することを、令和5年 8月22日通知により担当者間で改め て周知し、注意喚起を行った。 【2-エ】
134	教育厅	1	2	アイウエアイウエ	物品が過大 登載となっ ているもの	各学校は、削除漏れとなっていた物 品5点について、令和5年8月28日 までに物品管理システムに削除登録を 行った。【1-ウ】 総務部契約管財課は、物品管理シス 템の登録が遅れている学校に対し て登録の指示を速やかに行うことを 令和5年8月3日に行なった打合せによ り周知徹底した。【2-エ】
135	教育厅	1	2	アイウエアイウエ ⑥	物品5点 (数値制御工作機ほか4 点) が過大に登載されている。	各学校は、削除漏れとなっていた物 品8点について、令和5年8月30日 までに物品管理システムへ登録を行 った。【1-ウ】 総務部契約管財課は、物品管理シス 템の登録が遅れている学校に対し て登録の指示を速やかに行うことを 令和5年8月3日に行なった打合せによ り周知徹底した。【2-エ】

発行
電話 ○三(五三二二)一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価
印刷所
電話 ○三(三八一二)五一〇一(代)
郵便番号 113-0001